

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	85	経営管理権の設定を受ける市町村 (名称) (乙)	(所在地)
		経営管理権の設定する森林の森林所有者 (甲)	(住所又は所在地)

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	津山町柳津字黄牛田高畑	5-137	72 イ 46 0	山林	0.04	スギ	65	公告の日より	2032.3.31	乙は存続期間中に 間伐を1回以上実施 する事により林内環 境整備を図るものと する。 なお、施業の実施に あたっては誤呼や沢 筋における不必要な 伐採は控え、生物多 様性に配慮するもの とする。	経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売の 収益は乙のものとする。 乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとし る。ただし、森林保険を付与する 場合における保険料は除くものと する。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
2	津山町柳津字黄牛田高畑	5-133	72 イ 50 0	山林	0.05	スギ	66	公告の日より	2032.3.31				
0.09													

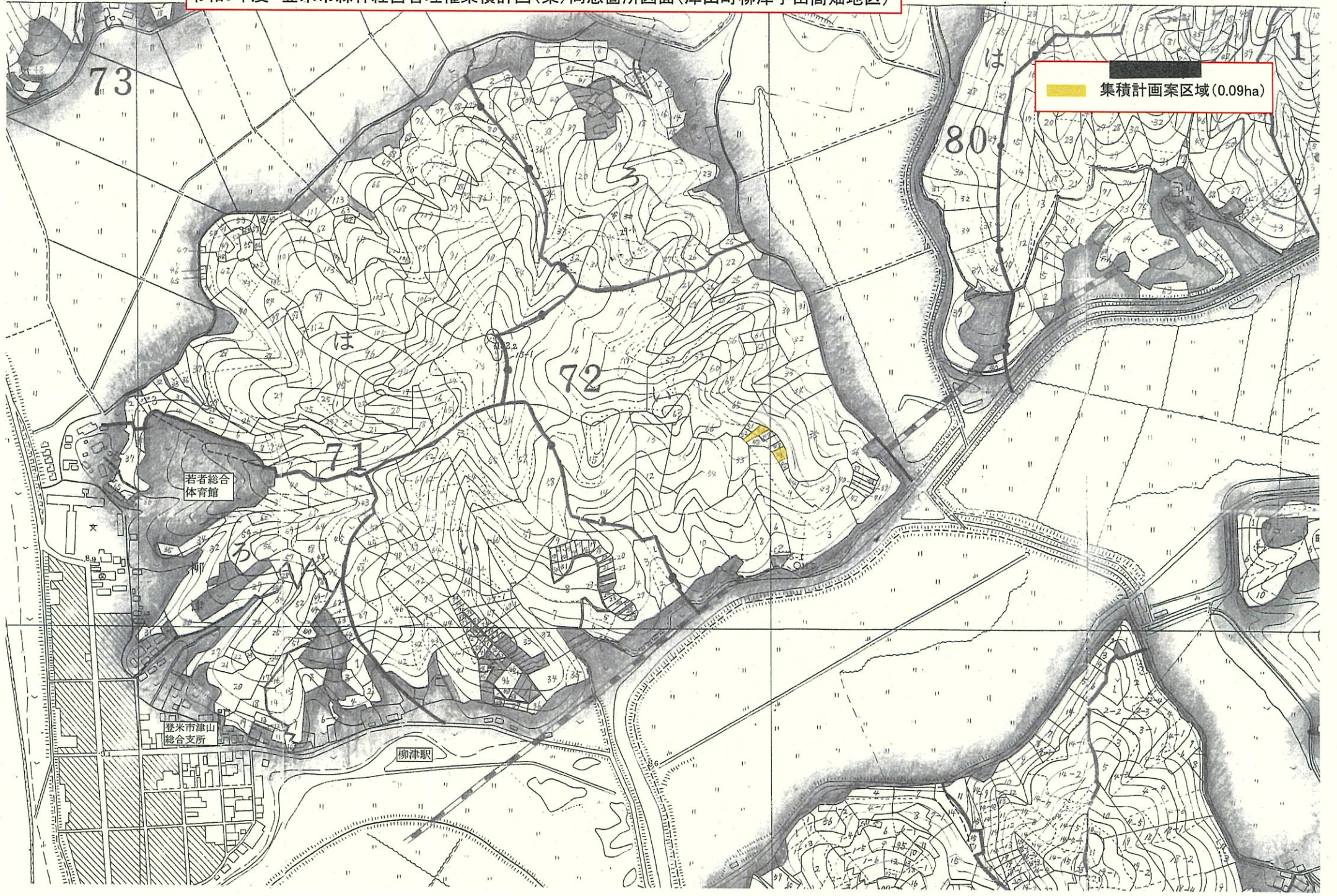
この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村 (乙) 登米市長 熊谷盛廣 住 所 (同上) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1

権利の設定する森林の森林所有者 (甲) 自署 住 所 (同上)

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別表とすること。
 - (2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林経営管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



集積計画案区域 (0.09ha)

若者総合
体育館

登米市津山
総合支所

柳津駅

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	87	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣	(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1
		経営管理権の設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	津山町柳津字黄牛田高畑	5-134	72 イ 48 0	山林	0.06	スギ	66	公告の日より	2032.3.31	・乙は存続期間中に 間伐を1回以上実施 する事により林内環 境整備を図るものと する。 なお、施業の実施に あたっては溪畔や沢 筋における不必要な 伐採は控え、生物多 様性に配慮するもの とする。	・経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売の 収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとし る。ただし、森林保険を付与する 場合における保険料は除くものと する。	・乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	
0.06													

この計画に同意する

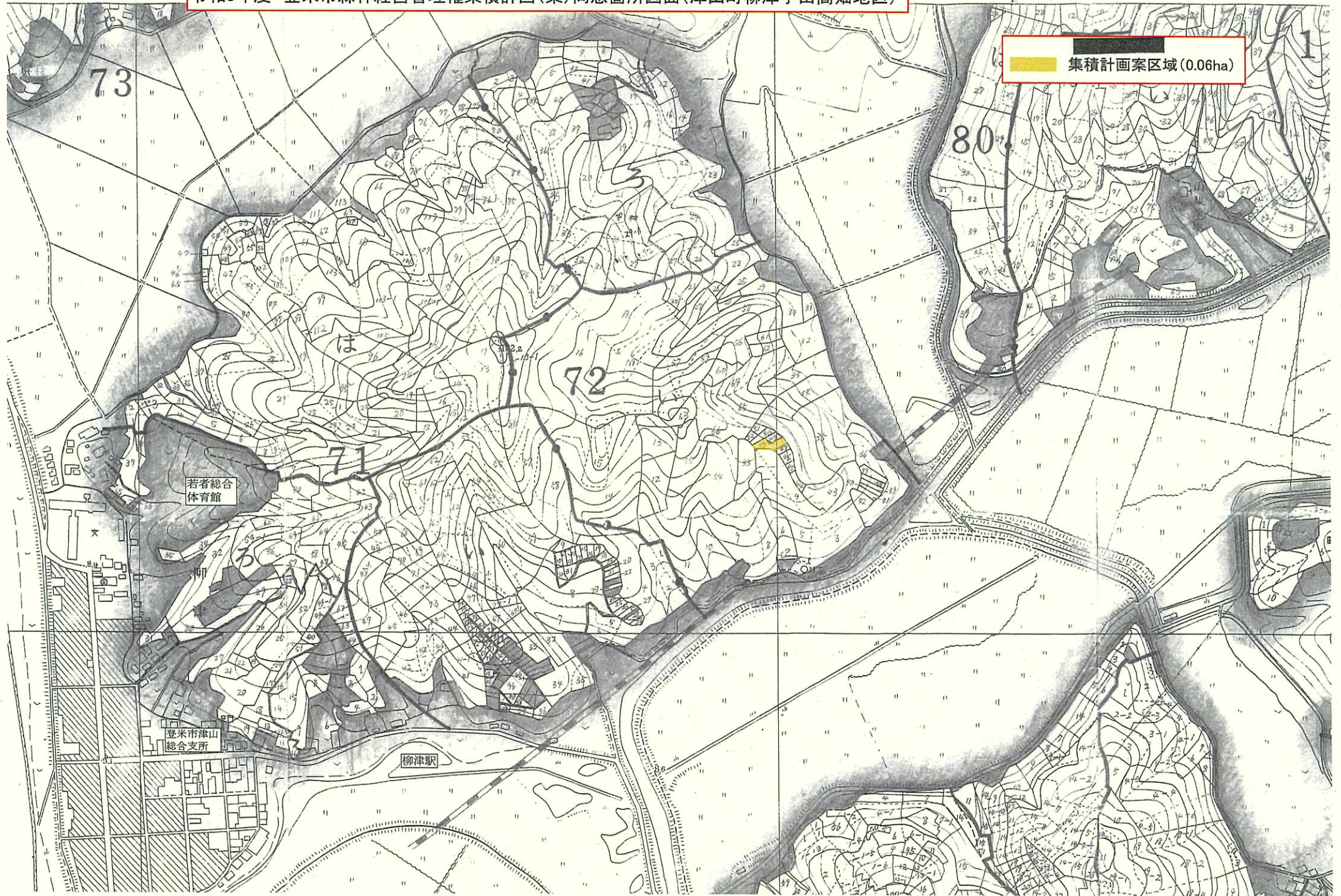
権利の設定を受ける市町村(乙) 登米市長 熊谷盛廣 住所(同上) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1

権利の設定する森林の森林所有者(甲) [Redacted] 住所(同上) [Redacted]

自署 [Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別業とすること。
 - (2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が確しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林経営管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



経営管理権集積計画

1 個別事項

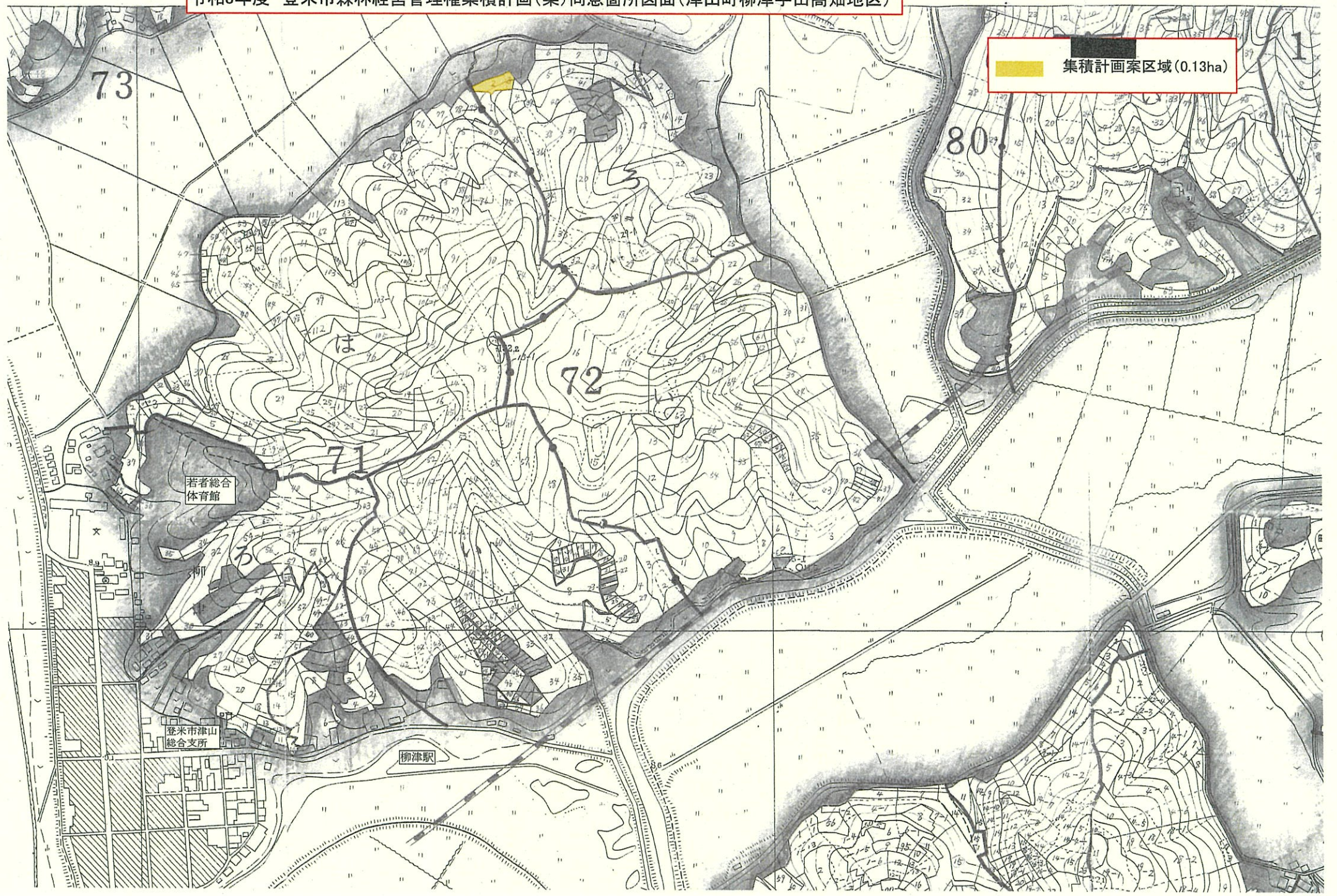
整理 番号	89	経営管理権の設定を受ける市町村 (名称) (乙)	登米市長 熊谷 盛廣		(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1	
		経営管理権の設定する森林の森林所有者 (甲)	[Redacted]		(住所又は所在地) [Redacted]	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金額 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	津山町柳津字黄牛田高畑	5-110	72 □ 2 0	山林	0.09	スギ'	50	公告の日より	2032.3.31	・乙は存続期間中に 間伐を1回以上実施 する事により林内環 境整備を図るものと する。 なお、施業の実施に あたっては溪畔や沢 筋における不必要な 伐採は控え、生物多 様性に配慮するもの とする。	・経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売の 収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとする。 ただし、森林保険を付与する 場合における保険料は除くものと する。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	[Redacted]
2	津山町柳津字黄牛田高畑	5-110	72 □ 3 0	山林	0.04	スギ'	62	公告の日より	2032.3.31				
0.13													

この計画に同意する	権利の設定を受ける市町村 (乙)	登米市長 熊谷盛廣	住 所 (同上)	宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1
権利の設定する森林の森林所有者 (甲)	[Redacted]	自署 [Redacted]	住 所 (同上)	[Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別表とすること。
 - (2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林経営管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



集積計画案区域(0.13ha)

若者総合
体育館

登米市津山
総合支所

柳津駅

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	90	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣	(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1
		経営管理権の設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

番号	所在	地番	林小斑	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 権の開始	経営管理 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	津山町柳津字黄牛田高畑	5-111	72 □ 4 0	山林	0.09	杉'	61	公告の日より	2032.3.31	・乙は存続期間中に 間伐を1回以上実施 する事により林内環 境整備を図るものと する。 なお、施業の実施に あたっては誤射や沢 筋における不必要な 伐採は控え、生物多 様性に配慮するもの とする。	・経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売の 収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとし る。ただし、森林保険を付与する 場合における保険料は除くものと する。	・乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	[Redacted]
2	津山町柳津字黄牛田高畑	5-276	72 □ 40 0	山林	0.27	杉'	55	公告の日より	2032.3.31				[Redacted]
					0.36								

この計画に同意する

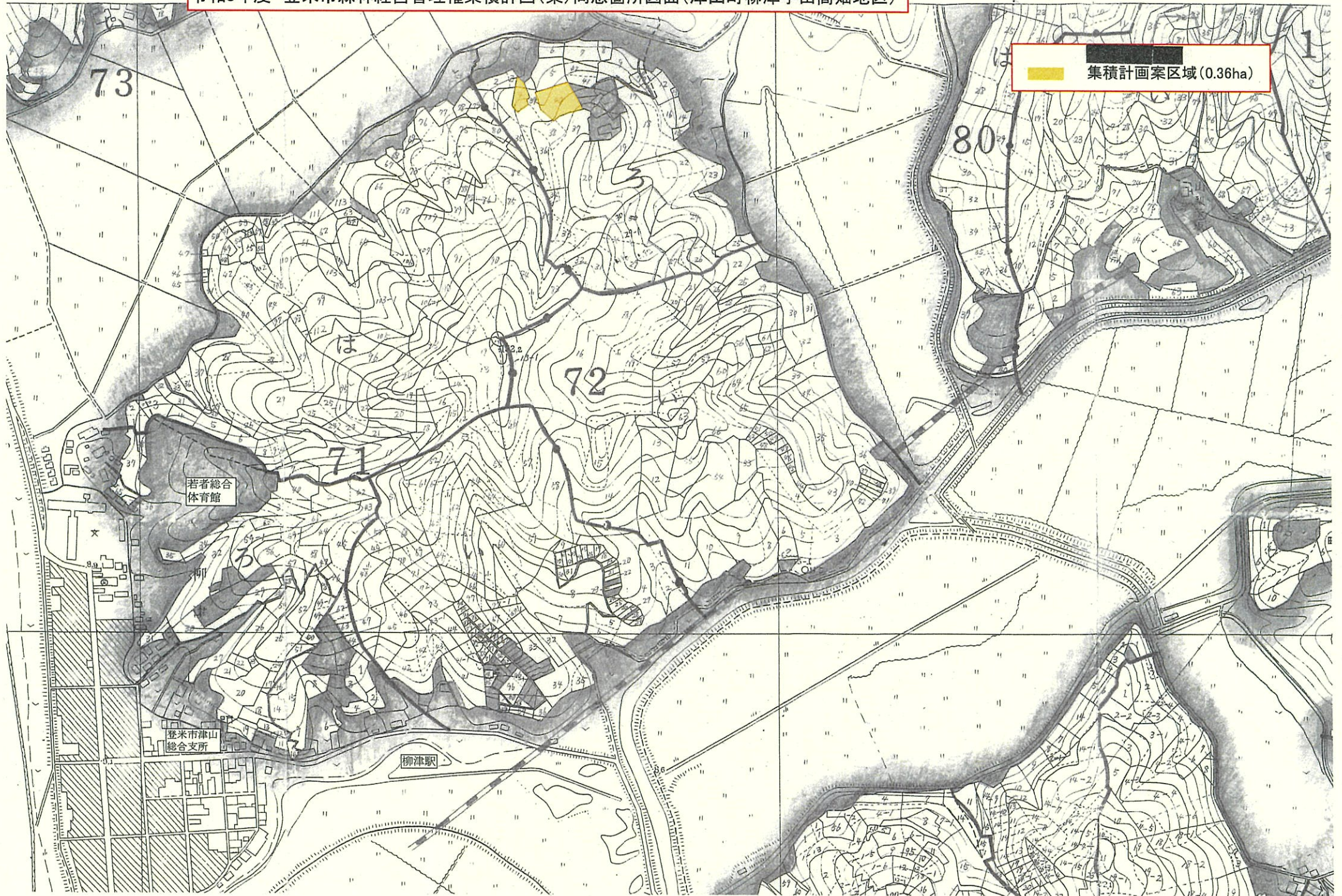
権利の設定を受ける市町村(乙) 登米市長 熊谷盛廣 住所(同上) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1

権利の設定する森林の森林所有者(甲) [Redacted] 住所(同上) [Redacted]

自署 [Redacted]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別表とすること。
 - (2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林経営管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	92	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣	(所在地) 宮城県登米市追町佐沼字中江2丁目6番地1
		経営管理権の設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

番号	所 在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ るべき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	津山町柳津字黄牛田高畑	303-1	72 □ 7 0	山林	0.19	スギ	64	公告の日より	2032.3.31	・乙は存続期間中 に間伐を1回以上実施 する事により林内環 境整備を図るものと する。 なお、施業の実施に あたっては渓畔や沢 筋における不必要な 伐採は控え、生物多 様性に配慮するもの とする。	・経営管理権に基づき乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販売の 収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要し た経費は乙が負担するものとし る。ただし、森林保険を付与する 場合における保険料は除くものと する。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	[Redacted]

0.19

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村 (乙)

登米市長 熊谷盛廣

住 所 (同上)

宮城県登米市追町佐沼字中江2丁目6番地1

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

自署 [Redacted]

住 所 (同上)

[Redacted]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別業とすること。
- (2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

令和3年度 登米市森林経営管理権集積計画(案)同意箇所図面(津山町柳津字田高畑地区)

